

石原政務官
第25回人権理事会ハイレベルセグメント
平成25年3月3日実施

議長,
人権高等弁務官,
ご列席の皆様,

日本国政府を代表して、人権理事会議長という重責を担うヌドン・エラ（Ndong Ella）大使閣下の卓越したリーダーシップ、また、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の世界における精力的な活動に敬意を表します。

議長,

まず、クリミア半島情勢へ言及したこれまでの発言者に続きたいと思います。日本は、現在の状況に深刻な懸念と憂慮を表明します。我が国は、ウクライナ情勢が平和的手段によって解決されることを強く期待し、全ての当事者が自制と責任をもって慎重に行動し、ウクライナ領域内におけるロシア連邦黒海艦隊駐留の地位及び条件に関する協定を含む国際法の完全な遵守及びウクライナの主権と領土の一体性を尊重することを強く求めます。

議長,

冒頭に申し上げた人権理事会及び国連人権高等弁務官事務所による積極的活動にもかかわらず、世界各地においては、人権理事会及びOHCHRの取組を必要とするさまざまな人権状況が存在しています。

その最たる例は北朝鮮において、組織的且つ広範に行われている深刻な人権侵害です。先般、北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）の最終報告書が公表されました。報告書に記された、脱北者や拉致被害者お一人お一人からの直接の証言や切実な訴えは、北朝鮮の人権侵害の実態を詳細にあぶりだすものであり、21世紀にこのような人権侵害が存在し続けていることは驚愕としか言いようがありません。COIの最終報告は、政治犯収容所や拉致を含む多くの分野における人権侵害を人道に対する罪に該当すると判断し、国際社会の強力な対応を呼びかけています。

我が国はCOIの精力的な活動に最大限の協力を行って参りましたし、その活動を高く評価しています。カービーCOI委員長が述べられているように、COIの成果を単なる報告書で終わらせるべきではありません。しかし、北朝鮮はCOIの入域を認めず非協力的

姿勢を取り続けるなど、人権理事会の活動を尊重していません。北朝鮮に対し、誠意ある早急な対応を強く望みます。

これまで、国際社会は拉致問題を含む北朝鮮の劣悪な人権状況に繰り返し懸念を表明してきました。我が国は、昨年3月の人権理事会で、C O I の設置を含む北朝鮮人権状況決議をEUと共同提出し、同決議は広範な国際社会の賛同を得て、コンセンサス採択されました。これは、こうした北朝鮮の深刻な人権状況に遅滞なく対処しなければならないとの国際社会の強い決意を示すものです。しかし、北朝鮮は、我が国の主権侵害でもある拉致問題を含む、各種人権侵害への対処にも真摯に取り組む姿勢を見せていません。

我が国は、C O I の最終報告書をしっかりとフォローするための体制構築を含む北朝鮮人権状況決議案を、今次人権理事会にEUと共に提出する予定です。北朝鮮人権状況決議に対する国際社会からの幅広い支持が、北朝鮮に対する強力なメッセージとなります。皆様のご理解とご支援をお願いいたします。

議長、

残念ながら深刻な人権侵害は、情勢の悪化するシリアでも続いています。我が国としては、政治対話を通じて暴力が直ちに停止されるよう、人権理事会や国際社会と連携し、引き続き最大限の外交努力を払う考えです。

また、アフリカにおいては、紛争や暴力に起因する人権・人道面での取り組むべき課題が山積しています。昨年6月のT I C A D Vにおいて、我が国は、万人が人間の尊厳に対する脅威から守られ、人権が保障されるよう、人間の安全保障に基づく支援などを行う旨表明しました。また、最近、急速な悪化が懸念される南スーダンや中央アフリカにおける人権状況の情勢を特に注視しており、先般エチオピアを訪問した安倍総理は、これらの国を含むアフリカの紛争・災害対応のため約3.2億ドルの支援を用意している旨表明したところ です。

議長、

人類の半分は女性であり、言うまでもなく、人権理事会の重要なテーマです。昨年の国連総会で安倍総理から表明したように、日本は、女性をめぐる国際課題に積極的に取り組み、「女性が輝く社会」構築に尽力していく考えです。具体的には、UN ウィメンの活動を尊重し、有力貢献国の一つとして、誇りある存在になることを目指し、また、昨年来日頂いた「紛争下の性的暴力に関する国連事務総長特別代表」であるバングーラ（Zainab Hawa Bangura）さんのオフィスをはじめとする関係国際機関との連携を今後も図っていきます。

さらに、我が国は、自然災害において、ともすれば弱者となる女性に配慮する決議を、今月ＮＹにて開催される「国連婦人の地位委員会」において再度提出します。３年前、大災害を経験した我が国が、万感を込める決議に、賛同を得たいと願っています。私自身、来週に同委員会に出席し、女性に関する我が国自身の取組及び貢献策について演説する予定です。

議長、

世界中の全ての国の人権状況を普遍的・定期的にレビューするＵＰＲは、他国との対話を通じて人権状況改善に取り組む人権理事会の下での有意義な制度であり、また、そのＵＰＲと相互補完的な役割を果たす必要不可欠な制度である特別手続についても、我が国は全面的に協力をしてきました。

我が国は、これらの制度の下、対象国が人権理の特別手続へ協力し、ＯＨＣＨＲと対話していく等により、人権理が対決的構図に陥らずに建設的な議論を行うことが重要と考えています。

また、人権諸条約が各国の人権状況の改善に果たしている役割も極めて重要です。我が国は、本年締結した障害者権利条約を始めとする人権諸条約の実施にも誠実に取り組んでいます。我が国としては、引き続き、委員会からの勧告、国際社会からの指摘を誠実に受け止め、審査にも適切に対応することで、人権の保護・促進を進めていきます。

議長、

日本は、自由・民主主義・基本的人権・法の支配といった、「普遍的価値を重視する外交」を進める中で、世界の人権・人道問題の改善を目指し、国造りや技術協力等の協力をはじめ、人権分野にこれまで以上に積極的に取り組んでいます。特に女性の権利に関しては、グローバルな課題への対応として、女性の能力強化及び権利の保護・促進の分野で、国際的な取組に積極的に貢献していきます。

人権の保護・促進に終着点はなく、人権理事会にとっての課題は山積していますが、国際社会全体の粘り強く、継続した取組が必要であるとともに、効率的な運営、財源の有効活用を見据え、真に必要な課題に適切に対処できる体制を築くことが必要です。我が国としても、今後とも、人権理事会理事国として、積極的に貢献を続けていく所存です。今次人権理事会会期が、世界の人権の保護及び促進に資する議論と行動の場となることを期待します。

ご清聴ありがとうございました。